

令和7年度事業計画

はじめに

令和6年中は、新型コロナウイルスに伴う各種制限が解除され、社会活動等が活発化となり、様々な指標がコロナ禍前までの水準に戻る1年となった。

犯罪情勢について、全国的には闇バイトで募った若者が実行犯となる、匿名流動型の犯罪グループによる凶悪な強盗事件が多数発生し、国民の体感治安が大きく悪化する年となった。

県内の犯罪情勢について、コロナ禍まで概ね減少していた刑法犯の認知件数が、令和4年から3年連続して増加となり、さらには、子供や女性を対象とした犯罪の発生や、高齢者を狙った特殊詐欺被害の増加のみならず、各世代が被害者となっている、SNS型投資・ロマンス詐欺が大きく増加したほか、少年の薬物乱用防止対策は、大きな課題となっている。

このような厳しい情勢のなか、防犯活動については、関係機関・団体が創意工夫をこらした各種施策を推進するほか、多くの県民が「地域の安全は地域で守る」という強い意識を持って、防犯パトロールや子供見守り活動等地域に密着した活動等を積極的に展開している。

当協会においても、「家族や地域の絆」の重要性を広く県民に周知し、犯罪被害の減少化を願い、民間防犯活動の中核的な担い手として、引き続き、「あいさつ・声かけ『チャレンジ“絆”』」運動を重要な柱に位置付け、「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」とも連動して、県警察を始め、安全やまとまちづくり県民会議、各地区防犯協議会、関係機関及び防犯ボランティア団体等との連携を高め、地域安全活動の一層の充実に取り組むため、以下の事業活動を推進していく。

第1 防犯広報啓発普及事業

あらゆる広報媒体を積極的且つ効果的に活用し、広く県民に対する自主防犯意識の普及及び高揚を図る。

その主な取り組み及び内容は次のとおりである。

1 県警察等との協働による「あいさつ・声かけ『チャレンジ“絆”』」運動の推進

近隣住民間によるあいさつ・声かけを通じて地域社会の絆を深め、犯罪者が入り込みにくい地域を構築し、空き巣等の被害を未然に防止することを目的に、県警察等と協働して実施中の「あいさつ・声かけ・鍵かけ運動『チャレンジ“絆”』」の活動に特殊詐欺対策を追加し、この活動を全県下において

て積極的に推進し、地域主体の、地域ぐるみによる自主防犯活動の更なる普及と定着化を図る。

【令和6年12月末現在、県下の829地区、198,025世帯がチャレンジ“絆”に参加】

(前年比 +16地区、 +2,406世帯)

2 各種広報媒体による広報活動

当協会のホームページに当協会が実施する主な事業活動や、やまとの安全情報、防犯ボランティア団体の活動状況及び防犯グッズ推奨品を紹介するほか、新聞各紙に全国地域安全運動等のキャンペーン内容を掲載し、各種取り組みに対する県民の理解の促進を図る。

3 各種広報資料の作成配布等

当協会や関係団体の自主防犯活動を紹介した機関誌「防犯なら」を始め、防犯ハンドブック小冊子（改訂版）や啓発ポスター・チラシ等を作成し、各種の講習会や警察活動を通じて広く県民に配布する。

また、防犯ビデオ等視聴覚教材の無償貸し出しを継続して行う。

4 凶悪犯罪・多発犯罪等の発生実態を踏まえた啓発活動の推進

県民の安全を脅かす凶悪犯罪や多発犯罪に即応し、時宜を得た犯罪被害予防啓発活動を実施する。特に被害が後を絶たない高齢者を狙った特殊詐欺のほか、SNS型投資・ロマンス詐欺、女性・子供を狙った性的犯罪等に対する被害防止啓発活動を積極的に推進する。

また、サイバー空間での犯罪に対する被害防止のため、警察本部担当課と緊密に連携し、サイバー犯罪の手口、防止対策等について周知を図る。

5 全国地域安全運動奈良県民大会の開催

令和7年度全国地域安全運動期間（10月11日～10月20日までの10日間）の前に、安全やまとまちづくり県民会議、奈良県警察と共催の「奈良県民大会」を開催し、地区防犯協議会等関係機関・団体のほか、多くの県民の参加を得て、防犯意識の高揚と定着化を図る。

同大会は2部構成で開催し、第1部は表彰式典（項目第4で概要説明）、第2部では犯罪予防に見識のある方を講師に招いての講演を実施する。

※ 10月8日（水）「いかるがホール」において開催予定

6 防犯グッズの推奨

優れた防犯効果を有すると認められる「防犯グッズ」を当協会のホームページで推奨品として紹介することにより、自主防犯意識の高揚を図る。

第2 少年の非行防止及び健全育成事業

少年の非行防止及び健全育成を図る活動は重要な課題であり、社会全体の責務であることに鑑み、当協会としてもこれらの役割及び責任を果たすため、警

察及び関係団体と一体となった取り組みの強化を図る。

1 少年健全育成奈良県カンファレンスの開催

県警察及び奈良県少年補導員協会連合会と協働し、令和7年度も、広く一般の参加（小・中学生の保護者、少年補導員等）を募って「少年健全育成奈良県カンファレンス」を開催する。

カンファレンスでは、少年非行防止の専門家を招聘するなどして、講演や少年補導活動に関する知識及び技能についての講習並びに少年補導員による活動報告等を行い、参加者の知識や意識の向上を図り少年の非行防止及び健全育成に資する活動に繋げる。

2 子供を犯罪の被害者にも加害者にもさせない活動の推進

子供を狙った卑劣きわまりない犯罪の絶無を図るため、日常生活を通じて子供の安全を守る「ながら見守り」の周知を図っていく。

また、県警察が実施する不審者への対応策を覚えてもらうための防犯ソング“いかのおすし一人前”を広める取り組みを支援するほか、県下の全新入学児童(約10,000名)に“いかのおすし一人前”を啓発する下敷きを配布するなど、少年サポートセンターと連携した活動を推進する。

3 少年補導員等に対するボランティア団体総合補償保険の加入

県下の全ての少年補導員（各警察署長が委嘱）及び少年指導委員（公安委員会が委嘱）は、非行のない住みよい地域社会を実現するため、不良行為少年の補導活動（非行に走る一步手前の飲酒、喫煙、深夜徘徊、家出等を行っている少年に対して注意、助言等を行うことをいう。）を行っている。

これら非行少年補導ボランティア活動中における万一の事故に備えるため全少年補導員等を対象に、ボランティア団体総合補償保険に加入する。

第3 防犯ボランティア支援事業

防犯ボランティアに対する支援を通じて、県下各地の犯罪予防に努める。

1 防犯ボランティア地域交流会の開催

「あいさつ・声かけ『チャレンジ“絆”』」運動実施地区をはじめ防犯ボランティアの参加を求め、参加者の士気高揚、相互交流及び情報交換等による活動の活性化と防犯ボランティアリーダーの育成支援を図る。

2 ミニ防犯講演会（防犯講座）の開催

県下各地の自治会（連合会）、町内会、老人会（クラブ）や、各種防犯ボランティア団体等からの要望・要請を受けて、当協会職員による出前型の「ミニ防犯講演会（防犯講座）」を積極的に開催し、身近で発生する犯罪実態とその防止対策の周知を図り、地域住民の防犯意識の高揚と地域防犯力の

強化に努めるとともに、防犯ボランティアの育成支援を図る。

3 大学生等防犯ボランティアの育成支援

奈良県大学生等防犯ボランティア団体「あっぷりけ戦隊！奈良まもりたい（78名が登録）」や少年警察大学生ボランティア団体「少年フォローズ奈良POLI（ナポリ）（33名が登録）」、「奈良県警察サイバー防犯サポーター（20名が登録）」が行う各種の広報啓発活動やイベント等の活動を支援することにより、大学生等防犯ボランティア活動の活性化と次世代を担う防犯ボランティアリーダーの育成支援を図る。

また、大学生等防犯ボランティアの活動費の充実を目的に、コカ・コーラボトラーズ(株)協力のもと設置に至った「犯罪・非行防止支援自動販売機」（寄付型自動販売機）の設置拡充を促し、犯罪に対する注意を呼びかけるとともに、大学生等防犯ボランティアの育成支援体制の充実を図る。

4 地域安全推進委員に対する防犯ボランティア団体総合補償保険の加入

各警察署長及び各地区防犯協議会会長（警察署管内の市町村長が会長となっている各管内を事業範囲とする地域防犯団体で、現在県下に13の地区防犯協議会がある。）が連名で委嘱している地域安全推進委員（地域における防犯ボランティア活動の推進役）を対象に、防犯ボランティア団体総合補償保険に加入する。

5 防犯装備品の配分

防犯ボランティア活動を行っている県下各地の団体（青色回転灯を装備した車両でパトロールする地域団体、子供見守り隊、自治会、PTA等）に対し、安全・安心パトロール旗（見守り旗）、防犯腕章、地域安全連絡所表示板等の防犯装備品を配分し、その活動を支援する。

第4 防犯功労者及び功労団体表彰事業

防犯意識を高揚し防犯ボランティアの活動を活性化するためには、防犯ボランティア活動家を育成するとともに、これら防犯ボランティア活動家の労苦をねぎらい、更なるやる気を鼓舞することが極めて重要であることから、地区防犯協議会会長又は警察署長からの推薦を経て、功労者表彰を実施若しくは表彰上申を行う。

- 1 防犯活動功労者・団体・功労警察職員及び当協会運営功労者の表彰を実施する。
- 2 全国防犯協会連合会・近畿防犯協会連絡協議会が実施する防犯活動功労者及び団体表彰の上申を行う。

第5 防犯モデルマンション登録事業

マンションにおける防犯環境を整備し、入居者の防犯意識の高揚と犯罪の予防を進めるため、犯罪の被害に遭いにくい構造、設備の基準を満たしていると認められるマンションを「防犯モデルマンション」として登録（新規・更新）する事業を引き続き推進していく。

審査の方法は、会長が指名する審査委員（一級建築士・防犯設備士・当協会職員）が申請のあった物件を、奈良県防犯モデルマンション審査基準に基づき基準に合致しているか否かを公正に審査する。

第6 その他の事業

1 風俗営業管理者講習及び風俗営業所調査に関する事業

本事業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第39条に基づき、当協会が奈良県公安委員会から昭和61年に「奈良県風俗環境浄化協会」として指定され、同条で風俗環境浄化協会が奈良県公安委員会から事業委託を受けている。

同法律の規定に基づき、風俗営業管理者に対して管理者講習（風俗営業関係法令の遵守・営業所内での犯罪の予防を講習）及び風俗営業所の調査（風俗営業許可申請及び風俗営業所の構造設備変更承認申請に伴う現地調査）を実施する。

2 自転車防犯登録に関する事業

本事業は、奈良県自転車防犯登録会（自転車の安全利用の促進及び自転車の駐車対策の総合的推進に関する法律及び自転車の防犯登録を行うものの指定に関する規則の制定に基づき、自転車の盗難防止及び盗品自転車の早期回復に資するため、奈良県公安委員会から指定を受け、自転車の使用者に関する情報を取り扱うこととされた団体）から委託を受け、自転車販売店から送付を受けた「自転車防犯登録カード」に基づき、自転車の種類、車体番号、所有者の住所及び氏名等をコンピュータに入力し、当該データを警察に提供する。

3 古物商許可標識等の発行取次事業

本事業は、古物営業法に基づき、奈良県公安委員会から古物営業許可を受けた古物取扱業者から「古物商許可標識」又は「古物市場主許可標識」（店頭に掲載するプレート）及び「古物商行商従事者証」並びに「古物台帳」の発行申込取次依頼を受け、取扱事業所に発行申込の取次を実施する。

第7 法人管理等

1 適正な法人管理

法人の運営及び事業活動並びに会計事務手続き等については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに当協会定款等諸規程の定めるところに従い、適正な法人管理に努める。

2 事業財源の確保

事業活動の一層の拡大を図るため、協会役員等関係の方々の協力を得て、新規賛助会員の入会及び寄付金の拡充並びに犯罪・非行防止支援自動販売機の設置拡充を図り、事業財源の確保に努める。

3 理事会・評議員会の開催

- (1) 第1回定時理事会（5月20日開催予定）
- (2) 定時評議員会（6月10日開催予定）
- (3) 第2回定時理事会（令和8年2月）

4 関係機関・団体主催の会議等出席

- (1) 全国防犯協会連合会関係
 - 風俗環境浄化事業運営管理者研修会（7月）
 - 都道府県防犯協会専務理事等研修会（7月）
 - 全国地域安全運動中央大会（9月）
 - (2) 近畿防犯協会連絡協議会関係
 - 近防連定例会議（5月）
 - (3) その他防犯団体等関係
 - NPO法人奈良県防犯設備士協会総会（5月）
 - 社会を明るくする運動奈良県推進委員会（5月）
 - なら犯罪被害者支援ネットワーク総会（5月）
 - 奈良県コンビニエンスストア防犯対策協議会総会（5月）
 - 奈良県暴力団追放県民センター理事会・評議員会
（5月・6月・令和8年2月）
 - 奈良県少年補導員協会連合会定期総会（6月）
 - 奈良県金融機関防犯協議会総会（7月）
 - 国民スポーツ大会等奈良県準備委員会総会（8月）
 - (4) 県警察関係
 - 生活安全企画課等本部関係各課との事業推進検討会（随時）
- ### 5 関係団体のキャンペーン参加協力
- 青少年の非行・被害防止運動（7～8月）
 - 暴力団・銃器追放奈良県民大会（11月）
 - 警察相談の日（9月）
 - 犯罪被害者支援奈良県民のつどい（12月）